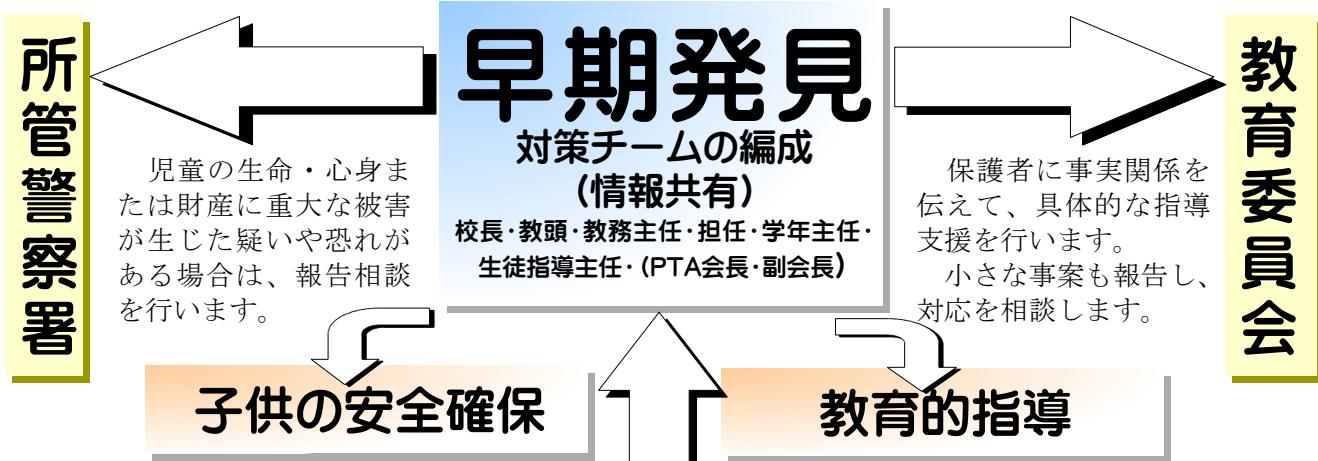


# 富士宮市立大宮小学校における「学校いじめ防止基本方針」



でも、もし、あなたがいじめに気付いたら？



「いじめはどのような理由があろうとも、許されない行為である。」

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

「いじめ防止対策推進法」より

地域や家庭で優しさや温かさを

たっぷりと味わわせる大宮小

①いじめについて全職員で共通理解を図ります。

②いじめが起こりにくい集団を作ります。

③子供自らがいじめについて考える場や機会を設定します。



# 富士宮市立大宮小学校における「学校いじめ防止基本方針」

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子供の生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子供を守るためにには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、大宮小学校の全ての子供が安心して充実した学校生活を送ることができることを目的にしたものです。

## 1 いじめ問題に対する基本的認識

「いじめをなくしたい」

子供、保護者、教職員、地域住民等、全ての人の願いです。

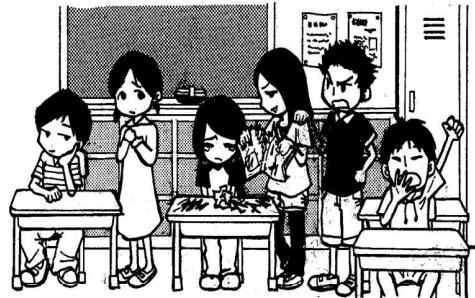
いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(※児童等とは、児童生徒のことです。)

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど



一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子供の立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかつたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

### (2) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるもので。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

ある調査によれば、「暴力を伴わないいじめ」(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子供は1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子供も1割程度であり、このことから、多くの子供が入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や校外活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠すような雰囲気があつたりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がつたりする子

供がいるなど、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子供がいることにも気を付ける必要があります。

## 2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

### （1）いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- 全校集会において、「どんな行為がいじめになるのか」「いじめはどんな理由があっても許されない行為であること」について取り上げ、全校児童に理解を促します。また、学級担任は学級指導や道徳の時間はもとより、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との理解を促します。
- 「いじめ防止基本方針」を本校ホームページにあげ、周知を図ります。

### （2）いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は子供理解を深め、子供との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
  - ・子供に今までと異なる様子があったら相談しやすい体制をとります。
- 子供同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
  - ・お互いを大切にするため「さん」付けで呼び合えるよう推進します。
  - ・昼休み時間帯のゆうゆうタイム(児童会の時間・クラス遊び)などで、通学区やクラスで遊んだり、一緒に活動したりします。
  - ・1年生と6年生のペア活動、通学区の縦割り活動などの内で、異学年の交流を大切にし、思いやりの気持ちを育てます。
  - ・児童会の常時活動として、友達のがんばりや親切な行いをカードに書いて昼の放送で紹介したり、コーナーに掲示したりすることで、全校の子供たちが友達のよさや、よい行動を認め合い、思いやりの心を育てます。
  - ・「人間関係づくりプログラム」を定期的に実施します。  
(年度初めと2学期後半の質問紙アンケートによる学級児童の実態把握を含む)
  - ・通常学級、特別支援学級との交流を通して、自他の違いを認めて思いやる気持ちを育てます。(今現在、コロナ禍のため、交流は最小限にとどめています)
- 授業の中での規律等を大切にし、分かる授業づくりを進めます。また、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。
  - ・一人一人の考え方や意見を大切にし、対話を通して考えが深められるようにします。

### （3）子供自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子供自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
  - ・ソーシャルスキル等を活用し、お互いを大切にする温かく優しい言葉遣いを学びます。
  - ・授業での誤った発言や異なる意見等は大切に扱い、そこから学ぶ姿勢や態度を育てていきます。
- 道徳の授業を核として、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子供がじっくりと考えを深められるよう指導します。
  - ・道徳の重点項目「善悪の判断、自律、自由と責任」「親切、思いやり」「公正公平、社会正義」を再確認し、全教科を通じていじめに関連する道徳教育を共有するように努めます。
- 学級活動、児童会活動等では、日常生活との関連を図り、子供が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。

- ・「みんななかよし集会」(6月)に向けて、各学級・学年でいじめをなくすためにできることについて考える機会を持ち、各学級ごとに「なかよし宣言」を考え、発表します。毎学期末にはクラス全体で、なかよし宣言についてのふり返りを行います。

### 3 いじめへの対処に向けた取組

#### (1) 早期発見

- 日頃から、子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に子供の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- たとえ小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
  - ・毎月の職員会議での報告だけでなく、いじめにつながる言動が発見・報告された場合はすぐにいじめ対策委員会(不登校いじめ対策室)を開催し、対応します。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを認知しやすい体制を整えます。
  - ・いじめアンケートで「はい」を付けた子を確認し、事実関係を把握し、指導します。指導の内容と指導の経過を校務支援システムを活用して全職員で共有し、全校体制で見守っていけるようにします。
- 保健室や相談室の利用、スクールカウンセラーや特別支援教育相談員について広く周知とともに、子供及びその保護者が、抵抗なく友達関係のトラブルに関して相談できる体制を整えます。
  - ・スクールカウンセラーの来校日を保護者に知らせ、積極的な相談を呼び掛けます。
- 必要だと判断される場合には、利用を勧めます。

#### (2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。
  - ・事実関係の把握 — 迅速かつ正確に行います。
  - ・初動体制の確認 — 発見者はすぐに、(学年主任)→(生徒指導主任)→教頭(校長)へ報告します。
- いじめの対応等に即した対策チーム(不登校いじめ対策室)を編成し、今後の対応について確認します。
  - ・事実確認を早急に行い、学年や級外部と連携し複数対応を心掛けます。また、必要に応じてPTA会長・副会長等にも協力を要請します。
  - ・不登校いじめ対策室は、校長、教頭、教務主任、学級担任、該当学年主任、養護教諭、生徒指導主任から構成します。
- 被害児童、及びいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

### 4 家庭・地域との連携

- インターネットを介するいじめ問題等について、保護者に啓発し、家庭での目配りを依頼します。
  - ・長期休み前にはインターネットの危険性を知らせたり、携帯・スマホの管理方法を提案したりする資料を配付します。
- いじめが確認された場合には、すぐに事実確認を行い、判明したいじめ事案について、保護者に事実関係を伝えて、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援や、いじめを行った子供の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- 1日休んだら電話連絡、欠席の日数や理由によっては家庭訪問を行います。
- 適切な初期対応を視覚的に示した「いじめ防止基本方針」をホームページにアップし、いじめ発見時の対応の仕方について、理解と協力を依頼します。

## 5 教育委員会や関係機関等との連携

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等対応を相談します。

○いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 年間の取組計画について

### 令和4年度 いじめ防止プログラム年間計画

### 富士宮市立大宮小学校

| 月  | 対象 |    |    | 内 容                                    | 場面/方法           |
|----|----|----|----|--|-----------------|
|    | 職員 | 児童 | 保地 |  |                 |
| 4  | ○  |    |    | 基本方針策定・確認                              | 職員会議            |
|    |    | ○  |    | 人間関係づくりプログラムに関する調査1回目<br>人間関係づくりプログラム1 | 学級活動            |
| 5  |    |    |    | 5月生活目標「自分と友だちのよさを見つけよう」講話              | 5月スタート集会        |
|    |    | ○  |    | いじめ防止基本方針について共通理解及び協力依頼                | 学校だより<br>ホームページ |
| 6  | ○  |    |    | 人間関係づくりプログラム2                          | 学級活動            |
|    | ○  |    |    | いじめ実態アンケート・面談                          |                 |
|    | ○  |    |    | みんななかよし宣言・(みんななかよし集会)                  | 特別活動            |
|    | ○  |    |    | 学校評議員へ現状説明                             | 関係会議            |
| 7  | ○  |    |    | 学校評価保護者アンケート                           |                 |
|    | ○  |    |    | 学校評価児童アンケート                            |                 |
|    | ○  |    |    | 青少年育成連絡会への協力要請                         | 関係会議            |
|    | ○  |    |    | 外部講師によるスマホ・携帯講座                        |                 |
| 8  | ○  | ○  |    | なかよし宣言のふりかえり                           |                 |
|    | ○  |    |    | いじめアンケート分析                             |                 |
|    | ○  |    |    | いじめ事例研修会または、スクールカウンセラーを交えた研修           | 職員研修            |
|    | ○  |    |    | 1学期評価から、計画の修正、実施                       | 職員会議            |
| 9  | ○  |    |    | 人間関係作りプログラム3                           | 学級活動            |
|    | ○  |    |    | 学校評価結果報告                               |                 |
|    | ○  | ○  |    | 道徳の授業参観                                | 授業参観            |
|    | ○  |    |    | 人間関係づくりプログラム4<br>人間関係づくりプログラムに関する調査2回目 | 学級活動            |
| 11 | ○  |    |    | なかよし宣言のふりかえり                           | 特別活動            |
|    | ○  | ○  |    | いじめ実態アンケート・面談                          |                 |
|    | ○  |    |    |  |                 |
| 12 | ○  |    |    | 学校評価保護者アンケート                           |                 |
|    | ○  |    |    | 学校評価児童アンケート                            |                 |
|    | ○  |    |    | いじめアンケート分析                             |                 |
| 1  | ○  |    |    | 2学期末評価から、計画の修正、実施                      | 職員会議            |
| 2  | ○  |    |    | 学校評価結果報告                               | 学校評価だより         |
|    | ○  |    |    | いじめ防止基本方針の見直し                          | 職員会議            |
|    | ○  |    |    | いじめ実態アンケート・面談、アンケートの分析                 |                 |
|    | ○  | ○  |    | なかよし宣言のふりかえり                           |                 |

※スクールカウンセラーの観察・相談及び委員会活動での、よいところ見つけの紹介は年間を通して行う。

